

三共理化学工業株式会社 八戸工場 八戸市大字市川町字下 場45の60	同左	ボーク & チキンミール	25.7	57.5	-	-	-	19.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.1
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海 岸24の9	同左	ニチワ印大雑用配合飼料 日和大雑	25.7	15.6	4.9	0.97	0.69	3.2	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	2,800	12.5
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海 岸24の9	同左	トキワ印配合飼料 トキワ幼羅A Pモみ	25.6	29.2	3.9	1.26	1.42	2.2	7.6	-	-	-	-	-	-	-	-	2,730	11.7
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海 岸24の9	同左	ニチワ印アロイラー 肥育前期用配合飼料 ニチワえつけ	25.6	24.9	5.6	1.15	0.54	1.1	6.1	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000	11.7
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海 岸24の8	同左	日配 成鶏飼育用配合飼料 バランスアツツ18	25.8	18.5	5.5	4.36	0.56	2.2	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2,900	11.4
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海 岸24の8	同左	協同飼料 クエイケマルチ A	25.8	16.4	4.7	0.77	0.72	3.8	5.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.3
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海 岸24の8	同左	日配 大さう育成用配合飼料 フレッシュ大雑用S	25.8	15.5	3.2	3.93	0.65	2.9	6.8	-	-	-	-	-	-	-	-	2,750	13.0

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

六ヶ所村

- 一 測量の種類
- 二 公共測量(数値撮影(デジタル)、写真地図作成)
- 三 測量の期間
平成二十五年五月十四日から同年八月二十六日まで
- 四 測量の地域
国有林を除く六ヶ所村全域

青森県告示第六百九十三号

青森県告示第六百九十二号
測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測
量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

平成二十五年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつ

たので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字三内字丸山一九八の四

一般財団法人青森県交通安全協会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

むつ市中央一丁目三の三三

2 変更後の売りさばき場所

むつ市中央一丁目一九の一

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域における区域区分に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域における区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

青森市本町三丁目、沖館二丁目及び大字油川字千刈の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十五年九月十八日から同年十月一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十五年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年九月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、七八六 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二四二、四〇八 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	七、五二八 人
西津軽郡選挙区	六、〇七〇 人
南津軽郡選挙区	六、七二四 人
北津軽郡選挙区	八、〇八四 人
上北郡選挙区	二八、三四七 人
三戸郡選挙区	二〇、八七三 人
青森市選挙区	八二、六五五 人
弘前市選挙区	五〇、五三二 人
八戸市選挙区	六五、二九一 人
黒石市選挙区	九、九四一 人
五所川原市選挙区	二〇、一一二 人
十和田市選挙区	一七、七五七 人
三沢市選挙区	一、〇四六 人
むつ市選挙区	二二、二五二 人
つがる市選挙区	一〇、〇九六 人
平川市選挙区	一一、四六〇 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭